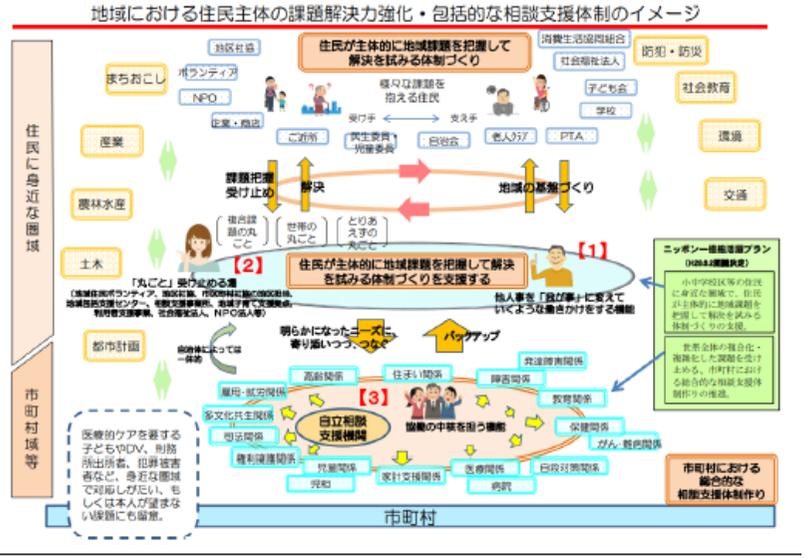


加賀市福祉こころまちプラン2025(最終案) 新旧対照表

※簡易な表現の変更や軽微な修正等については、新旧対照表への記載は省略しています。

素 案(第3回健康福祉審議会時点)	最 終 案(第4回健康福祉審議会時点)	変更内容
<p>(修正箇所① 目次)</p> <p>目次</p> <p>第5章 かが いのち支える推進プラン(加賀市自殺対策基本計画)</p> <p>第6章 計画の推進体制</p>	<p>(修正箇所① 目次)</p> <p>目次</p> <p>第1部 加賀市地域福祉計画</p> <p>第2部 加賀市自殺対策基本計画</p> <p>第3部 計画の推進体制</p>	<p>計画の位置付けの整理に伴い、構成を修正</p>
<p>(修正箇所② P2)</p> <p>3 主な国の動き</p>  <p>(出典:厚生労働省)</p>	<p>(修正箇所② P2)</p> <p>3 主な国の動き</p>  <p>(出典:厚生労働省)</p>	<p>地域共生社会についてわかりやすい図に変更</p>

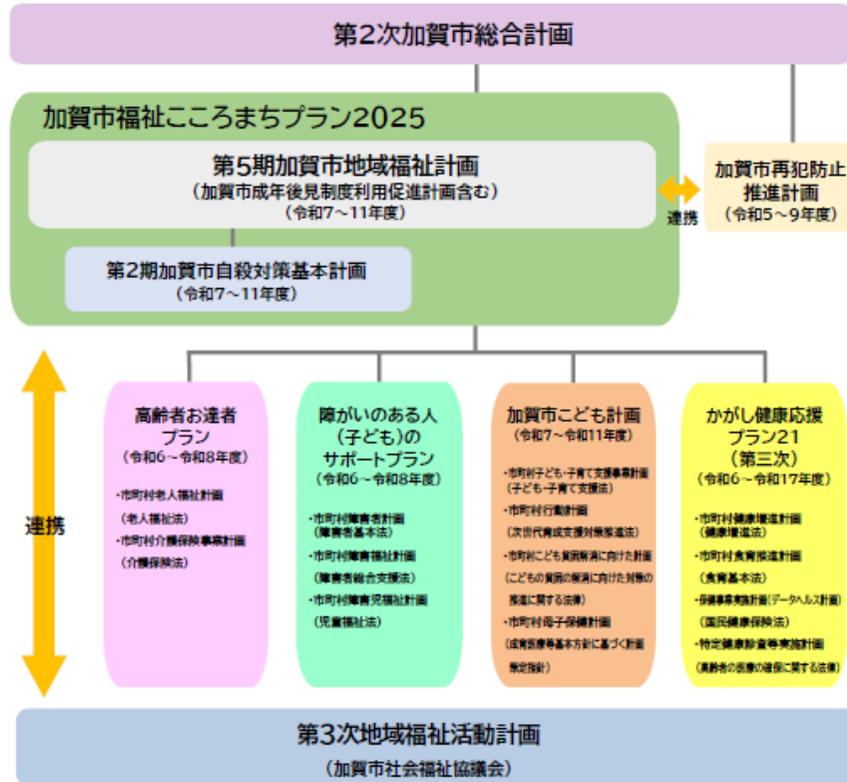
修正箇所③ P3)

- 4 計画の概要
1 計画の位置付け



(修正箇所③ P3)

- 4 計画の概要
1 計画の位置付け



計画の位置付けの整理に伴い、図を修正

<p>他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</p> <p style="text-align: right;">※社会福祉法抜粋</p>	<hr/>	
	<p>また、本市では、<u>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、国の基本計画を勘案して、令和2年に「加賀市成年後見制度利用促進計画」を第4期地域福祉計画と一体的に策定しています。本計画においても一体的に策定し、本市の成年後見制度の利用促進や権利擁護体制の充実に向け、関連施策と連携した取組を進めます。</u></p> <p><u>さらに、本市では、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、平成31年に「加賀市自殺対策基本計画」を策定しています。令和6年度の計画期間の満了に伴い、新たな計画の策定にあわせて、本計画と一体的に策定することにより、本市の自殺対策を効果的に推進します。</u></p> <p><u>今後は、再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、令和5年に策定した加賀市再犯防止推進計画についても、計画の見直しを行うとともに、次期計画と一体的に策定することとし、本市の再犯防止の推進に向け、地域全体で取り組みます。</u></p>	<p>計画の位置付けの整理にあわせて、成年後見制度利用促進計画、自殺対策基本計画、再犯防止推進計画についての文言を追加</p>

(修正箇所⑤ P5)

5 計画期間と各計画との連携

計画の名称	現計画の計画期間(年度)	~R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
福祉こころまちプラン (加賀市地域福祉計画)	R7~R11		第4期			第5期					
高齢者お達者プラン	R6~R8		第8期	第9期							
障がいのある人(子ども)のサポートプラン	R6~R8		第6期	第7期							
加賀市こども計画	R7~R11	第2期子ども・子育て支援事業計画			こども計画						
かがし健康応援プラン21	R6~R17		第2次			第3次					

(修正箇所⑤ P5)

5 計画期間と各計画との連携

	令和2年度(2020)	3年度(2021)	4年度(2022)	5年度(2023)	6年度(2024)	7年度(2025)	8年度(2026)	9年度(2027)	10年度(2028)	11年度(2029)
福祉こころまちプラン2020 (第4期地域福祉計画)						福祉こころまちプラン2025 (第5期地域福祉計画・第2期自殺対策基本計画)				
自殺対策基本計画 (かがし いちを支える推進プラン)										
	再犯防止推進計画								(未定)	
第7期	第8期高齢者お達者プラン			第9期		(第10期)				
第5期	第6期障がいのある人(子ども)のサポートプラン			第7期		(第8期)				
	第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画				
	健やか親子21計画(第2次後期)									
	かがし健康応援プラン21(第二次) (2013 - 2023)				かがし健康応援プラン21(第三次) (2024 - 2033)					

計画の位置付けの整理に伴い、自殺対策基本計画と再犯防止推進計画の表記を追加

こども計画部分に健やか親子21計画(第2次後期)を追加

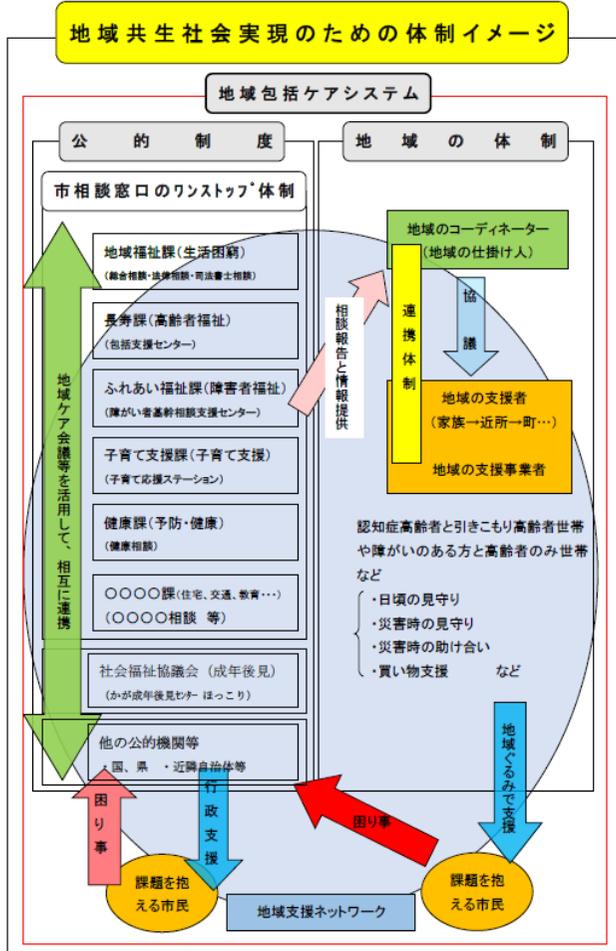
<p>(修正箇所⑥ P13)</p> <p>1 基本理念</p> <p>本市では、「ともに支えあう健康で心豊かなまちづくり」を基本理念として、誰もが地域で孤立することなくその人らしい生活を送り続けることができるよう、地域で互助・共助意識の醸成を図り、自らが主体として参画し地域に関わりを持つことで、生きがいを持てる心豊かな共生社会の実現を目指し、行政をはじめ地域のあらゆる人や機関等が連携・協働し地域福祉を進めてきました。</p> <p>本計画策定に向けて実施した、アンケート調査の分析結果からは、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小傾向などを背景とする<u>地域活動の担い手の高齢化、人材の不足をはじめ、複雑化、複合化した課題を抱え地域で支援を必要とする人など、地域で解決すべき生活課題は依然として山積していることが読み取れました。</u></p> <p>このような地域の生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、これまで以上に市民が相互に助け合い、地域の関係団体及び行政が連携し、<u>協働して地域福祉を推進していく</u>必要があります。</p> <p><u>福祉こころまちプラン2025</u>では、第4期計画の基本理念を引き続き踏襲し、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、これまでの地域福祉の取組における課題の整理を踏まえ、より安心して暮らすことができるまちづくりに向けた様々な取組を推進します。</p>	<p>(修正箇所⑥ P13)</p> <p>1 基本理念</p> <p>本市では、「ともに支えあう健康で心豊かなまちづくり」を基本理念として、誰もが地域で孤立することなくその人らしい生活を送り続けることができるよう、地域で互助・共助意識の醸成を図り、自らが主体として参画し地域に関わりを持つことで、生きがいを持てる心豊かな共生社会の実現を目指し、行政をはじめ地域のあらゆる人や機関等が連携・協働し地域福祉を進めてきました。</p> <p>本計画策定に向けて実施した、アンケート調査の分析結果からは、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小傾向などを背景とする<u>地域の希薄化、地域活動の担い手不足、山間部や市街地などの地域特性により異なる生活課題など、複雑化、複合化した様々な地域生活課題は依然として山積していることが読み取れました。</u></p> <p>このような地域の生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、これまで以上に市民が相互に助け合い、地域の関係団体及び行政が連携し、<u>分野を問わずにつながり、支えあう地域共生社会の実現を目指す</u>必要があります。</p> <p>本計画では、第4期計画の基本理念を引き続き踏襲し、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、これまでの地域福祉の取組における課題の整理を踏まえ、より安心して暮らすことができるまちづくりに向けた様々な取組を推進します。</p>	<p>地域ごとの異なる課題も見られることから文言を修正</p> <p>「地域共生社会の実現を目指す」という表現を入れるため文言を修正</p> <p>計画の位置付けの整理に伴う文言の修正</p>
---	--	--

<p>(修正箇所⑦ P24)</p> <p>基本目標3 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり</p> <p>施策の方向 III 相談体制の充実</p> <p>(1) 市相談窓口の体制強化</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(修正箇所⑦ P24)</p> <p>基本目標3 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり</p> <p>施策の方向 III 相談体制の充実</p> <p>(1) 市相談窓口の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発達の遅れや心配のある児童、その家族などの相談については、こども育成相談センターが主体となり、医療・福祉・保健・教育と連携し、幼児から高校生まで途切れることのない、こどもの育ちと学びに対する総合的な支援体制の充実を図ります。</u> ・ <u>母子保健事業と障がい児や医療的ケア児、子育て全般の総合相談窓口を担っている子育て応援ステーション(こども家庭センター)とこども育成相談センターの機能をあわせることで、妊娠前から妊娠・出産・育児と切れ目のない母子保健と児童相談の一体的な支援体制を構築します。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止の強化を図ります。</u> 	<p>6ポツ目に「こども育成相談センターの支援体制」についての文言を追加</p> <p>7ポツ目の「子育て応援ステーションの支援体制」についての文言を変更</p>
<p>(修正箇所⑧ P25)</p> <p>基本目標3 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり</p> <p>施策の方向 IV 避難行動要支援者への支援・防災体制の促進</p> <p>(1) 災害時及び平常時における要配慮者への支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の高齢者や障がいのある人などの要配慮者への対応として、避難生活の中であっても少しでも早く普段の生活が取り戻せるよう、専門知識のある社会福祉事業者や福祉関連団体等の意見を取り入れ、<u>迅速に福祉避難所の設置・運営が図れるよう検討を進めます。</u> 	<p>(修正箇所⑧ P25)</p> <p>基本目標3 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり</p> <p>施策の方向 IV 避難行動要支援者への支援・防災体制の促進</p> <p>(1) 災害時及び平常時における要配慮者への支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の高齢者や障がいのある人などの要配慮者への対応として、避難生活の中であっても少しでも早く普段の生活が取り戻せるよう、専門知識のある社会福祉事業者や福祉関連団体等の意見を取り入れ、<u>福祉避難所の協定締結事業所を増やし、迅速に福祉避難所の設置・運営が図れるよう進めます。</u> 	<p>3ポツ目に「福祉避難所」についての文言を追加</p>

(修正箇所⑨ P26)

○ 地域共生社会実現のためのイメージ

修正中



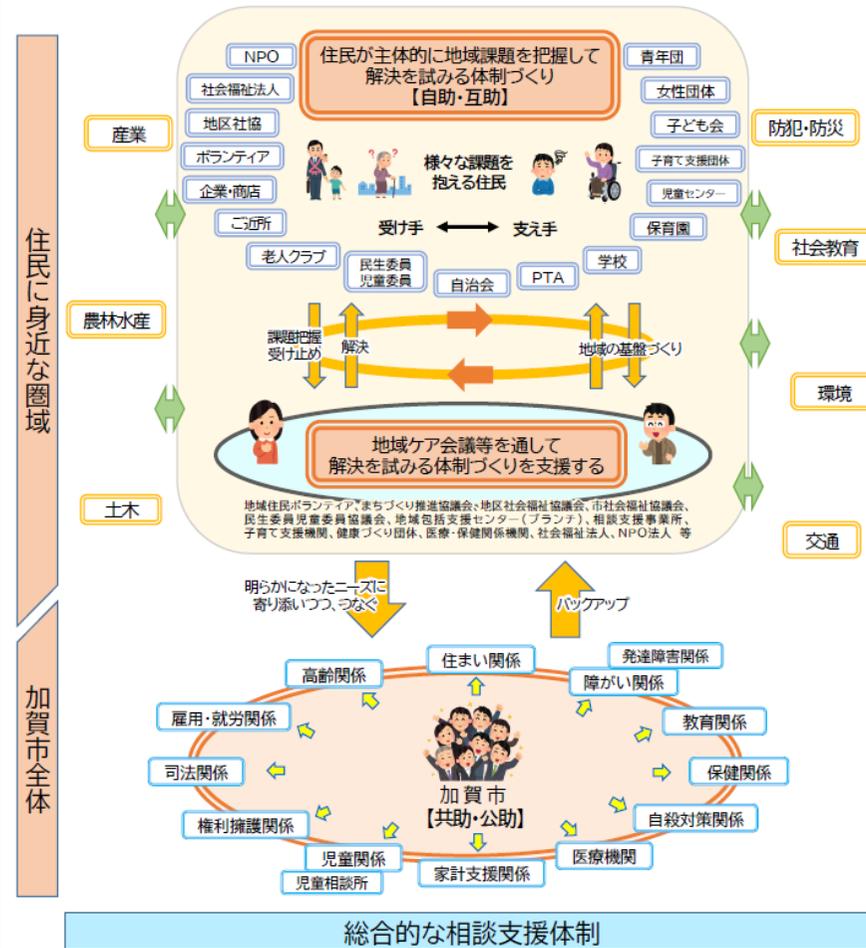
※ 例えば、現在制度として稼働している「地域見守り支えあいネットワーク」も「地域包括ケアシステム」の一つと考えられます。

(修正箇所⑨ P26)

○ 地域共生社会実現のためのイメージ

図を修正

地域共生社会実現のための体制イメージ



※厚生労働省 会議資料を参考にして作成